

平成 30 年 7 月 18 日  
国 税 庁

「平成 30 年 7 月豪雨」により被災された納税者の国税に  
関する法律に基づく申告・納付等の期限の延長について

この度の平成 30 年 7 月豪雨により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

国税庁では、下記の指定地域に納税地のある方について、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出及びその他の書類の提出並びに納付等の期限を延長（地域指定）することとしましたので、お知らせします。

1 対象となる納税者

下記の指定地域に納税地のある方（法人を含む。）

都道府県名	指 定 地 域
岡 山 県	岡山市（北区・東区）、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広 島 県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡（府中町・海田町・熊野町・坂町）
山 口 県	岩国市周東町
愛 媛 県	宇和島市、大洲市、西予市

（注）対象地域については、今後の状況を踏まえて見直す可能性があります。

2 延長される期限

平成 30 年 7 月 5 日以後に到来する国税の申告・納付等の期限について、自動的に延長されることとなります。

なお、申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討してまいります。

3 指定地域外に納税地のある方の期限延長

指定地域外に納税地のある方であっても、今回の豪雨により被災された方については、所轄の税務署長に対して個別に申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができますので、状況が落ち着きましたら、税務署へご相談いただきますようお願いいたします。